

石川県介護現場革新総合サポート事業  
業務委託仕様書（案）

1 委託業務の名称

石川県介護現場革新総合サポート事業

2 委託業務の目的・概要

介護現場の人材不足が深刻化する中で、職員の業務負担を軽減し、より働きやすい職場環境と質の高いサービスの提供を実現するため、介護サービス事業者等からの生産性向上の取組等に関する相談窓口を設置するとともに、介護テクノロジー機器の展示や試用貸出、生産性向上の取組に関する研修会の実施、専門家による業務改善の取組に対する助言の実施など、介護サービス事業者等に対してワンストップ型の支援を行う「いしかわ介護生産性向上総合相談センター（仮称）（以下「センター」という。）」の設置・運営を行う。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 委託料

28,500千円以内

5 センターの実施体制について

本業務を円滑かつ効果的に実施できるよう、以下の項目を満たした適切な人員配置を行うこと。

- (1) 本委託業務の全体を総括・管理する統括責任者を配置すること。
- (2) 介護現場の実態や介護業務の内容を理解した人員を配置すること。
- (3) 介護現場の業務改善に関する専門知識を有し、本委託業務と類似する業務改善コンサルティングにより成果を上げた実績を有する人員を配置すること。

## 6 委託業務の内容

受託者は、石川県内の介護サービス事業者に対し、以下の業務を実施するものとする。(参考資料1「委託業務の概要」も参照のこと。)

### (1) 石川県介護現場革新会議（いしかわ介護・福祉人材確保対策推進協議会及び生産性向上プロジェクトチーム会議）の運営補助等

#### ① 概要

いしかわ介護・福祉人材確保対策推進協議会（以下、「協議会」という。）は、本県の介護・福祉人材確保のため、石川県と関係団体等により、施策の実施状況を点検・評価するための会議体であり、石川県における介護現場革新会議を兼ねるものである。また、生産性向上プロジェクトチーム（以下、「PT」という。）は、協議会の構成団体から選出された介護現場の職員等をメンバーとする会議体であり、協議会と同様に介護現場革新会議として位置づけるものである。

受託者は協議会、PTの開催・運営補助を行うこと。

#### ② 実施方法

ア 協議会については、介護生産性向上の取組に関する報告等のために、石川県と事前に協議の上、会議の運営補助・報告資料の作成等を実施すること。

イ PTについては、石川県と事前に協議の上、会議の開催・運営について、必要な業務を実施すること。

ウ 協議会は年度末を目途に1回、PTは年度上半期に1回以上の開催を原則とする。

エ 委託者の求めに応じ、委託料の中から会議出席者の謝金及び旅費の支払いを行うこと。

### (2) 相談窓口の設置

#### ① 概要

石川県内の介護サービス事業者からの介護生産性向上等に関する総合相談窓口を設置するとともに、その周知のため効果的な手段で広報すること。

## ② 設置場所

石川県リハビリテーションセンター（石川県金沢市赤土町ニ13-1）  
（以下、「リハセン」という。）に設置すること。

## ③ 相談手法、相談日、相談時間について

ア 窓口での相談受付については、対面及びオンラインでの面談・電話・メールによるものとし、基本的にリハセン職員が対応するが、相談内容に応じてコンサルタント等の知見を持った者に取り次ぎすることができるよう、受託者においてワンストップの体制を整備すること。

イ 開所日は月曜日から金曜日までとし、土曜、日曜、休日及び年末年始（12月29日から翌1月3日まで）は閉所日とする。なお、休日とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。また、窓口の対応時間は午前9時から午後5時までとする。

## ④ 相談状況の報告について

相談受付時には、相談に関する情報（事業所名、サービス種別、相談内容等）の相談受付シートを作成（受託者で様式を作成）することとし、相談の種類、件数、概要及び結果等について、毎月、石川県へ報告すること。

## （3）介護テクノロジー機器（介護ロボット、ICT機器等）の展示

### ① 概要

介護テクノロジー機器（介護ロボット、ICT機器等）の体験等が可能な展示を行うこと。

### ② 実施方法

ア リハセンにおいて常設展示を実施するほか、石川県の実施する他の事業と連携して、年1回以上の出張展示も実施すること。

イ 展示機器の選定については、石川県と協議の上、特定の開発企業等の斡旋とならないよう配慮するとともに、介護記録ソフトや見守りセンサーなど、様々な種類の機器を展示すること。

#### (4) 介護テクノロジー機器（介護ロボット、ICT 機器等）の試用貸出

##### ① 概要

介護テクノロジー機器の開発企業と調整の上、介護テクノロジー機器の試用貸出を行うこと。

##### ② 実施方法

ア 介護サービス事業所等から試用貸出依頼があった場合、取扱企業と調整の上で試用貸出を行うこととし、介護事業所等の現状や課題をヒアリングすることで、必要と想定される機器の絞り込みを行い、効果的な試用貸出の実施に努めること。

イ 公益財団法人テクノエイド協会のホームページに掲載の「介護ロボットの試用貸出リスト」や「介護テクノロジー利用の重点分野（令和6年6月改定）」の9分野16項目を参考に貸出機器の対象リストを作成すること。

ウ 試用貸出を利用した介護サービス事業者に対し、アンケートを実施することで、機器の導入状況や評価等を確認すること。

エ 適切な試用貸出の期間及びセンターから支払う取扱企業への謝金について、受託者から石川県に提案の上、石川県と協議して定めること。

オ 機器による事故や破損などのトラブルを避けるため、取扱企業と介護サービス事業者との間での貸出に関する詳細なルールをあらかじめ決めておくことに留意すること。なお、機器の試用貸出については、取扱企業と介護サービス事業者が直接契約を行うものとし、センターはこれを仲介する。

#### (5) 介護サービス事業所の職員等に対する研修の企画・実施

##### ① 概要

介護現場における生産性向上の取組の普及等を目的に、介護職員や現場のリーダー、管理者・経営者等を対象とした各種研修を実施すること。

##### ② 実施方法

ア 以下に掲げるテーマの研修は必ず実施すること。その他、介護現場の課題解決に資する内容の研修であれば、委託金額の範囲内で、受託者か

らの提案に応じて石川県と協議の上で実施することも可能とする。なお、一回の研修で複数のテーマに対応した内容とできる場合、必ずしもテーマごとに一回ずつの研修を実施する必要はなく、効果的な研修内容の整理・体系立てについても、受託者から提案することが望ましい。

- ・介護テクノロジーの活用や業務改善を中心とした介護生産性向上の取組の促進
- ・ノーリフティングケアの普及促進
- ・介護助手（タスクシェア・タスクシフト）の導入・活用促進
- ・週休三日制や多様な働き方の導入促進

イ 研修時に、介護サービス事業者が介護テクノロジーを体験できる機会を設けるようにすること。

ウ 研修受講料は無料とし、受講に必要なテキストや資料、教材等を含めて受講者から料金を徴収しないこと。

エ テーマに沿った専門知識を有する者を講師として選定すること。

オ 研修の年間計画を策定し、石川県が指定する期日までに提出すること。

カ 研修ごとに受講者向けアンケートを作成・実施すること。アンケートの内容については、事前に石川県に提出し、承認を得ること。

## （6）専門家による伴走支援

### ① 概要

生産性向上の取組を実施しようとする介護サービス事業所等に対し、介護現場の生産性向上に向けた業務内容の見直しやテクノロジーの導入等に係る専門家を個別に派遣し、助言等の支援を行うこと。

### ② 実施方法

ア （5）の研修に参加した介護事業所の中から、10～15事業所程度を対象に、2回程度の現地派遣と、ビジネスチャットやオンライン面談等を活用した個別相談の実施を基本とするが、対象事業所の取組の実態に応じて、事業所数や現地派遣回数が増減して差し支えない。

イ 対象事業所の選定や支援の進捗状況・方針決定等については、石川県及び対象事業所と十分に協議するとともに、対象事業所の職員等に適宜ヒアリングを行うなど、対象事業所の理解を得ながら、効果的な支援の実施に努めること。

ウ 伴走支援を行った事業所の取組内容等については、報告書を作成し、石川県及び他の石川県内の介護事業所等の参考となるような視点でとりまとめを行うこと。

## (7) 面的支援によるモデル事業所の育成・横展開

### ① 概要

石川県内の複数の介護事業所等をモデル事業所として、テクノロジーの導入やそれに必要な人材育成の研修等を実施するとともに、当該モデル事業所での好事例の横展開を実施すること。

### ② 実施方法

ア (5) の研修に参加した介護事業所の中から、公募により3モデル(同一法人内の複数事業所で連携して生産性向上に取り組むなどの場合は1モデルとして扱い、事業所数に制限は設けない)を選定することとし、石川県と協議の上、モデル事業所の選定に係る評価基準を作成するとともに、受託者もモデル事業所の選定に参画し、より事業効果が高いと思われる事業所の選定に協力すること。

イ 介護現場の生産性向上に向けた業務内容の見直しやテクノロジーの導入等に係る専門家を3回以上現地に派遣するとともに、ビジネスチャットやオンライン面談等を活用した個別相談の実施を基本とするが、対象事業所等の実態に応じて、現地派遣回数は増減して差し支えない。

ウ タイムスタディや職員アンケート等により、現場職員の業務負担の見える化を行うとともに、事業所が行う、職員の意識啓発や業務改善計画の策定、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催、職員間の適切な役割分担(介護助手の活用等)等を全面的にサポートすること。

エ 本委託業務に連動して、「石川県介護現場革新総合サポート事業費補助金（仮称）」により、対象事業所における介護テクノロジー機器の導入に対して、石川県から支援することを想定しており、受託者においても、機器の選定や活用のためのフォローアップなどを実施すること。

オ 本委託業務に連動して、「石川県介護現場革新総合サポート事業費補助金（仮称）」により、対象事業所における現場リーダーとなる職員等に対する研修の実施についても、石川県から支援することを想定しており、必要に応じて、研修受講についての検討・助言等を行うこと。

（（５）の研修以外に、資格取得を伴う研修の紹介等も検討すること。）

カ 取組の進捗状況・方針決定等については、石川県及び対象事業所と十分に協議するとともに、対象事業所の職員等に適宜ヒアリングを行うなど、対象事業所の理解を得ながら、効果的な支援の実施に努めること。

キ 石川県内の他事業所への横展開を図るため、取組の成果を取りまとめ、他事業所でも活用できるよう、好事例集のような形で、公表可能な資料として整理するとともに、石川県内の介護事業所等を対象とした成果報告会等を開催すること。

## （８）関係機関や関係事業との連携

### ① 概要

関係機関や関係事業との連携を図ること。

### ② 関係機関について

独立行政法人福祉医療機構（WAM）、独立行政法人中小企業基盤整備機構、よろず支援拠点、石川労働局、ハローワーク、介護労働安定センター、福祉人材センター（福サポいしかわ）及びシルバー人材センター等と連携し必要な取組を行うほか、介護関係の職能団体・サービス種別ごとの協議会等とも必要に応じて連携すること。

### ③ 関係事業について

「石川県介護施設 ICT・IoT 導入促進事業費補助金」や前述の「石川県介護現場革新総合サポート事業費補助金（仮称）」など、本事業に関連する他

の事業についても情報収集に努めるとともに、本事業の目的を達成するために効果的な事業については、積極的に連携・活用を図ること。

#### (9) KPI の策定と事業効果の測定・検証

##### ① 概要

KPI を策定し本事業の効果を測定・検証すること

##### ② 実施方法

KPI に関して、以下の項目を必須とした上で、9の参考資料も踏まえ、効果的と考えられる KPI を提案するとともに、業務の執行にあたっては、県と協議の上で策定する KPI の達成に努めること。また、(1)～(7)までの委託業務の中で得られた相談記録やアンケート調査などを集計・分析し、本事業の効果を測定・検証したレポート等を成果物として提出すること。

- ・石川県内の介護事業所等における介護テクノロジーの導入率
- ・(6)及び(7)において、生産性向上推進体制加算（I）の算定に必要な業務改善効果を達成した事業所数
- ・総合相談窓口の相談対応件数

#### 7 成果物及び提出物

業務完了後、以下の内容を含んだ報告書および電子データ等の成果物を石川県に提出すること。

- (1) 本事業に係る実績報告
- (2) 事業効果測定・検証レポート
- (3) 6(7)に関する取組成果をまとめた資料（好事例集のような形で、公表可能な資料として整理すること。）

#### 8 その他業務実施上の条件

- (1) 本事業の遂行に際し、必要な素材は、受託者が調達し、使用する著作物については、肖像権、著作権、商標権その他諸権利を侵害しないよう、事前に許可や承認を得るなどの必要な手続きを行うこと。当該手続きに係る費

用については委託料に含むものとする。また、これら知的財産権に関する問題が生じた場合には、受託者の責任においてこれを処理すること。

- (2) 成果物に関する著作権は、委託料が支払われたときに受託者から石川県に譲渡されるものとし、石川県および石川県が認める団体等が行う他の媒体等での活用を妨げないものとする。また、成果物に関する著作権者人格権は行使しないものとする。
- (3) 受託者が本事業を再委託しようとする場合は、事前に再委託範囲および再委託先を委託者に提示し、承諾を得なければならない。また、本事業の全部を一括して第三者に委託することは認めない。なお、再委託の範囲は、受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決することとする。
- (4) その他、委託業務の遂行上必要と認められるもので仕様書に定めのない事項が生じた場合および仕様書に関し疑義が生じた場合は、石川県と受託者が協議の上定める。

## 9 提案書作成・事業実施にあたっての参考資料

- (1) 委託業務の概要
- (2) 介護分野における生産性向上の取組の支援・普及に向けた推進体制について
  - ・介護現場革新会議の設置・開催に係る手引き（厚生労働省老健局）
  - ・介護生産性向上総合相談センターの設置・運営に係る手引き（令和5年度改訂版）（株式会社NTT データ経営研究所）
- (3) 石川県介護・福祉人材確保・養成基本計画 2025
- (4) 介護人材確保に係るロジックモデル
- (5) 令和7年度 介護・福祉人材確保に係る施策一覧
- (6) 介護分野における生産性向上ポータルサイト  
(<https://www.mhlw.go.jp/kaigoseisansei/index.html>)
- (7) 介護現場の生産性向上に関するダッシュボード  
(<https://www.digital.go.jp/resources/govdashboard/nursing-care-productivity>)